

○松江城天守登閣料に関する規則

平成 17 年 3 月 31 日

松江市規則第 189 号

改正 平成 17 年 7 月 12 日規則第 297 号

平成 25 年 3 月 18 日規則第 9 号

平成 29 年 12 月 19 日規則第 51 号

令和 4 年 3 月 30 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、城山公園の管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 407 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、松江城天守登閣料（以下「登閣料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登閣料の割引)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項に規定する登閣料の割引は、5 割を限度として次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 他の観光施設等の管理者と共同で発行する共通割引券等を利用して登閣する場合
- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用するものが別に定める乗車券等を提示して登閣する場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、松江城天守（以下「天守」という。）の登閣を促進するものとして特に必要と認める場合

(登閣料の免除)

第 3 条 次に掲げる者が天守に登閣する場合は、条例第 8 条第 1 項の規定により準用する松江市都市公園条例（平成 17 年松江市条例第 340 号）第 19 条第 2 号に該当するものとして、同条の規定により登閣料の全部を免除する。

- (1) 6 歳未満の者
- (2) 松江市内の中学校、小学校、義務教育学校、幼稚園及び保育園であって教育上又は保育上の必要で教職員等が引率して登閣する場合の生徒、児童及び園児並びにその教職員等
- (3) 松江市内に住所を有する 65 歳以上の者であって、住所及び生年月日を証する書類を提示して登閣するもの
- (4) 松江市の職員で公務のため登閣する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長の承認を得て指定管理者が特に必要と認める者
(市長による管理)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により市長が城山公園の管理を行う場合にあつては、前条第

5号中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えてこの規定を適用する。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日松江市規則第297号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日松江市規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日松江市規則第51号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日松江市規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江城天守登閣料に関する規則第4条第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の松江城天守登閣料に関する規則第4条の規定(同条第3号に係る部分に限る。)は、令和4年9月30日までの間、なおその効力を有する。